

別表第五号の九 監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式(第43条の6第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

監視制御機能・保守運用体制確認申請書		年	月	日
(何)総合通信局長殿(注1)				
申請者(注2)	郵便番号			
	住所			
	氏名又は名称			
	法人番号			
	代表者氏名			
申請の内容に関する連絡先	所属、氏名(フリガナ)			
	電話番号			
	電子メールアドレス			
電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則	第137条			
の2第1項	第137条			
の2第2項において準用する同条第1項	(注3)に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて確認を求めます。			
	記			
1	対象の基地局(注4)			
2	対策を講じていることを証する書類等			
(1)	無線設備の動作状況を監視し、周波数及び空中線電力について無線設備規則の許容偏差から外れるような故障の原因となる設備的な異常や環境の変化等を速やかに検知し、通報する機能を設けていることを証する書類(注5、8)			
(2)	無人施設の無線設備には、始動・停止等の遠隔操作機能を設けていることを証する書類(注6、8)			
(3)	無線設備に故障等の箇所を識別する機能を設けていることを証する書類(注8)			
(4)	無線設備が正常に動作するよう温湿度等を適切な範囲内に維持する機能を設けるとともに、異常を検知したときには通報する機能を設けていることを証する書類(注8)			
(5)	無線局運用規則第137条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する時間における保守運用体制に係る対策を講じていることを証する書類(注7、8)			
(6)	作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保守運用体制を明確にしていることを証する書類(注8)			
(7)	設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に応じ、自動若しくは遠隔操作による予備設備への切替え、遠隔操作による停止・始動又は現地での修理を行うこと及びそれらの記録をとることを証する書類(注8)			
(8)	定期的に保守点検を実施することを証する書類(注8)			

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 申請者の欄の記載は、次によること。

(1) 代理人による申請の場合は、申請を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

- (2) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 3 確認を求める該当条項の不要の文字は削除すること。
- 4 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和○年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。
- 5 通報を受ける場所を明示すること。
- 6 遠隔操作を行う場所を明示すること。
- 7 保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確にしていることを証する書類を添付すること。
- 8 既に総合通信局長の確認を受けている場合であつて、当該確認に係る書類の内容に変更がないときは、その旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。